

8-2
12

新聞發表

「大衆の聲を聞く室」についてのお知らせ

昭和二年八月六日午後二時

67

この度文部省内に「大衆の聲を聞く室」を設け、廣く國民大衆の意見を聞き政務上の参考資料としたすことになりました。此の室は毎日一
日曜日、祭日を除く一午後一時より同四時迄（土曜日は午前十時より正
午迄）開かれて居りますから教育の大方針や個々の問題は勿論、廣く
宗教、文化其の他日常生活のこと等なんなりとも其の希望、意見、批
判等を率直に御開陳下さい。口頭又は書面何れにても結構です。
書面の場合は東京都麹町區護ヶ畠文部省内「大衆の聲を聞く室」宛お
送り下さい。

「大衆の聲を聽く室」設置要綱

一、趣旨

今後國家の諸施策は國民の自由な意見と公正な判断とに基盤を置いてるものでなくてはならない。殊に教育の領域に於ても、廣く國民一般を對象とし、國民資質の育成と國民生活の向上充實に資することを目的としてゐるのであつて、その施策の樹立並びに實施に當つては、常に國民各層の要望と批判とを基礎とすることが緊要である。依つて、今般、この國民一般大衆の要望と批判とを、廣く且つ率直に受入れるための施策として、文部省に「大衆の聲を聽く室」を設け、社會教育上は勿論、一般教育上の諸施策の企畫實施の資料たらしめんとするものである。

二、運営

1. 教育に關する事項のみならず政治、經濟、道義、文化、其他日常生活上的一切の希望、批判、意見、不平不滿等を廣く且つ率直に受入れると共に必要なものは國家の諸施策の上に反映せしめる

やうに連絡を圖る。

2. 「大衆の聲」は書面又は口頭何れにても受付ける。
3. 室は本省二階教育相談室の一部を當て毎日（日曜、祭日を除く）午後一時から同四時迄（土曜日は午前十時から正午迄）とする。

三、組織

室に室長、主事及び室員を置くものとする。

室長は大臣官房文書課長が兼務するものとする。

主事は社會教育局調査課長が兼務するものとする。

室員は社會教育局員が兼務することを立前とし、常時交對勤務するものとする。

尙専任の係を設け、資料の整理作成に當らしめるものとする。